

池田市児童家庭相談システム構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、池田市児童家庭相談システム構築業務（以下「本業務」という。）に係る公募型企画提案（プロポーザル）方式（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、各種手続き、要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 業務目的

現在、本市で使用している児童家庭相談システムの保守契約満了に伴い、システムの更新を行う。本業務は、年々増加及び複雑化する児童虐待相談業務等への対応強化を目指し、作業効率の向上、相談援助等の円滑化を果たし、また新たに住民情報システムとの連携を行い、相談業務の効率化と住民サービスの向上を目的とする。

2. 業務名称 池田市児童家庭相談システム構築業務

3. 業務内容 別紙「池田市児童家庭相談システム構築業務仕様書」のとおり

4. 履行期間 構築：契約締結の日から令和9年2月28日まで
運用：令和9年3月1日から令和14年2月28日まで

5. 提案上限額 51,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、公示日から契約日までに、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 提案されるシステムについては、同等のシステムにおいて、複数の同規模自治体に導入・構築実績のあるシステムであること。
- (2) 提案を行う事業所については、構築期間中及び運用期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能である体制をもつ事業所であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (6) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

- (8) 日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に基づくプライバシーマーク及びISMS (ISO/IEC 27001) の認証またはこれらに相当する資格を有していること。

7. 失格事項

参加申込書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類やプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合。
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合。

8. 実施スケジュール

項目	日時
実施要領、仕様書等の公表	令和8年4月17日(金)
実施要領、仕様書等に関する質問締切	令和8年4月24日(金) 17時
実施要領、仕様書等に関する質問回答	令和8年5月1日(金)
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 17時
プレゼンテーション及び審査・評価	令和8年6月5日(金)
選考結果通知書の発送	令和8年6月12日(金) 発送
契約締結	令和8年6月下旬

※上記スケジュールは変更となる場合があるため、その際は、提案者から提出のあった「プロポーザル参加表明書」(様式-1)に記載された電話番号及びメールアドレス宛に、事務局より連絡する。

9. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 内容等について不明な点がある場合は、必ず質問票(様式-8)を電子メールで事務局へ提出すること。また、送信後は事務局に確認の電話連絡を行うこと。

なお、電話や窓口訪問による口頭での質疑は、受け付けない。

池田市子ども未来部子ども家庭課 (担当: 森・山岡)

E-mail: k-katei@city.ikeda.osaka.jp

TEL: 072-754-6401

(受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた9時から17時まで)

- (2) 質問受付期間

令和8年4月17日(金) から令和8年4月24日(金) 17時まで

- (3) 回答方法

令和8年5月1日(金) 17時までに、市ホームページにて回答するものとする。

10. 応募に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。提出期限までに提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出書類（すべて正本1部、副本5部を提出すること）

- ①プロポーザル参加表明書（様式－1）
- ②誓約書（様式－2）
- ③会社概要書（様式－3）
- ④業務実績書（様式－4）
- ④公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式－5）
- ⑤会社概要・パンフレット等
- ⑥業務実施体制（様式－6）
- ⑦技術者業務経歴（様式－7）
- ⑧企画提案書（任意様式）
- ⑨実施方針・工程計画（任意様式。A3サイズ横型1枚）
- ⑩システム機能要件仕様書
- ⑪見積書（任意様式 ※1）

※1 仕様書における各業務内容に沿って、各業務の見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた金額で明記すること。

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）。郵送の場合は、事務局に対して書類到達について電話等で確認すること。

(4) 提出先

〒563-0025 大阪府池田市城南3丁目1番40号

池田市子ども未来部子ども家庭課

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた9時から17時まで）

(5) 参加辞退

書類提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日までに「辞退届」（様式－9）を事務局へ提出すること。

11. プレゼンテーション実施

- ・日付 令和8年6月5日（金）
- ・会場 池田・府市合同庁舎内 会議室（大阪府池田市城南1丁目1番1号）
- ・出席者 本業務に携わる統括責任者または担当者（5名以内）
- ・時間 各参加者の持ち時間は、プレゼンテーション20分及び質疑応答10分
- ・準備物 スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブルを含む。）のみ事務局が用意する。その他必要な機材等は出席者が用意・準備すること。

- ・その他 プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。
実施日時や会場等の詳細は、別途文書にて通知する。

12. 選考方法

- ・受託候補者の選考にあたっては、本市において選考委員会を設置し、提出された企画提案書等及び出席者によるプレゼンテーションに対して、下記の「13. 審査及び評価対象について」に基づき総合的に審査及び評価を行う。
- ・選考委員の合計得点が最も高く、かつ選考委員の持ち点（100点）の合計の5割以上を満たす提案をした者を、本業務の優先受託候補者として選考する。
- ・選考委員の合計得点と同じである者が複数となった場合は、選考委員会の決するところによる。
- ・応募が1者のみであった場合も、プレゼンテーションを実施し、企画提案書等及びプレゼンテーションに対して審査及び評価を行い判定する。

13. 審査及び評価対象について

評価等項目	評価等基準	配点
1 仕様点	<p>児童家庭相談システムに求める詳細な機能要件を、個別事項ごとに実務的な見地から評価等を行う。</p> <p>対象範囲は「システム機能要件仕様書」のとおりとし、各項目に対して機能等を実装しているか評価を行う。なお、各項目のうち重要な項目については、配点の比重を高くするものとする。</p>	40点
2 提案点	<p>提出された提案書等をもとに業務全体を大局的な見地から総合的に評価等を行う。</p> <p>基準については、システム管理者及び業務担当者の視点から、計画性・実現性・具体性・将来性・信頼性の点により設けるものとする。</p>	20点
3 評価点	<p>本業務に係るプレゼンテーションの内容をもとに評価等を行う。</p> <p>各参加者が自由に提案を行うことにより、提案されたソリューションが本市の事務運営に寄与・貢献するかを評価するものとする。</p>	10点
4 価格点	<p>本業務に係る初期導入費用（イニシャルコスト）及び5年間の保守・運用経費（ランニングコスト）の評価等を行う。</p>	30点
	合計	100点

14. 選考結果の通知

本プロポーザルの参加者には、令和8年6月12日（金）までに選考結果を文書で通知する。なお、選考経過に関する質問や選考結果に関する異議申し立ては認めない。

15. 業務委託契約の締結

提案内容と本市の意向について契約交渉を行った上、予算の範囲内で適切に業務が行えると判断され、合意が得られた時点で、随意契約による契約を締結する。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の参加者を優先受託候補者とし、同様の交渉を行うこととする。

また、契約は以下の条件で行うものとする。

- (1) 本プロポーザルの過程で本市が得た情報等については、一切の権利が本市にあるものとする。
- (2) 優先受託候補者として選考された場合でも、提案等に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合は、選考を取り消すことがある。また、契約締結後、仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に取り消すことがある。

16. その他留意事項

- ・ 提出書類の作成等の本プロポーザル参加に係る費用及び選考後の契約交渉に係る費用は全て応募者の負担とする。
- ・ 郵送等による書類の提出について、本市は事故等による未着に関して責任を負わない。
- ・ 提出期限後は、提出された書類の差し替えを認めない。（ただし、本市が応募者に対して補正等を求めた場合を除く。）
- ・ 提出された書類等は、いかなる場合でも返却しない。
- ・ 提出された書類等は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的のために使用しない。

17. 事務局

本プロポーザルに関する問合せ及び書類の提出先は、次のとおりとする。

池田市こども未来部こども家庭課（担当：森・山岡）

〒563-0025 大阪府池田市城南3丁目1番40号

TEL：072-754-6401

FAX：072-768-8092

E-mail：k-katei@city.ikeda.osaka.jp

（受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた9時から17時まで）